

第34回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

- 1 日 時： 平成23年2月9日（水）13：15－16：10
- 2 場 所： 三田共用会議所 大会議室B,C,D,E
- 3 出席者： 青柳義朗委員、井上眞理委員、佐々木珠美委員、夏目智子委員、淵野雄二郎委員、松本聰委員、向井文雄委員
岡智専門委員、石田裕美専門委員、加茂前秀夫専門委員、鱈場尊専門委員、戸澤正彦専門委員、中嶋康博専門委員、長村智司専門委員、深見元弘専門委員、布施伸枝専門委員

4 議 事

第1部（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

- (1) 次期中期目標について
 - ① 農林水産消費安全技術センター
 - ② 種苗管理センター
 - ③ 家畜改良センター
- (2) 不要財産の国庫納付について
 - ① 種苗管理センター
 - ② 家畜改良センター
- (3) 役員給与規程の一部改正について
 - ① 農林水産消費安全技術センター
 - ② 種苗管理センター
 - ③ 家畜改良センター

第2部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）

- (1) 中期目標の変更について
 - ① 農畜産業振興機構
 - ② 農林漁業信用基金
- (2) 平成21年事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
 - ① 農畜産業振興機構
 - ② 農業者年金基金
 - ③ 農林漁業信用基金
- (3) 不要財産の国庫納付について
 - ① 農畜産業振興機構
 - ② 農業者年金基金
- (4) 農林漁業信用基金における民間出資に係る不要財産の払戻しの催告について
 - ① 農林漁業信用基金
- (5) 役員給与規程の一部改正について
 - ① 農畜産業振興機構
 - ② 農業者年金基金
 - ③ 農林漁業信用基金
- (6) その他

5 議事概要

第1部

(1) 次期中期目標について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターの次期中期目標について、消費・安全局総務課、生産局知的財産課及び生産局畜産振興課から、資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、提示案については「異存なし」として了承された。

(農林水産消費安全技術センター)

- 情報提供業務を縮減するにあたり、一般消費者からの問い合わせへの対応はどのように担保するのか。従来は「消費者、生産者及び事業者」が情報提供の対象とされていたが、そこから「消費者」という文言が削除されるということなので次期中期目標期間に移行するに当たり、国民に対してどのように告知していくのか検討してほしい。

また、国民生活センターとの連携についての記載があるが、現在同センターは廃止も含め見直しが行われている。こういった状況の中で国民生活センターとどのように連携していくのか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 消費者への情報提供窓口としては、都道府県・消費生活センターなど身近な所に様々な機関があるので、農林水産省消費安全技術センターは都道府県等の窓口への講習等を行うことでより一体的に消費者に情報提供ができると考えている。消費者から問い合わせがあれば今後も情報提供は行っていく。

国民生活センターについては、消費者庁に設置されているタスクフォースで今後の在り方の検討がされているので、そこでの検討状況を踏まえ、よりよい連携が行えるよう対応したい。

(種苗管理センター)

- ばれいしょ原原種配布価格については、過去3年間値上げに協力しており、ユーザーである原種・採種農家からはいつまで値上げが続くのかといった戸惑いや資材価格の上昇や販売価格が低迷している中でなぜ値上げを行うのかといった意見も出ている。現場との協議に当たっては、平成23年度からすぐ大幅な値上げとなると現場は大混乱となるので、じっくり時間をかけながら対応してほしい。また、さとうきびについても県の財政状況により申請量が当初の計画数量から減少するといった、種苗管理センターだけの努力では解決しない問題もあるので対応方針の検討をお願いしたい。ばれいしょ・さとうきびは国が原原種・原種・採種という3段階増殖のシステムをつくっているため、種苗管理センターだけの問題としてではなく、原種・採種農家の実態も把握しながらシステムとしての対応策について農林水産省として検討してほしい。

余剰・規格外のばれいしょ原原種の販売拡大については需給バランスを乱さないように、また民業圧迫とならないよう留意してほしい。

- 栽培試験の報告期限について、2.7カ月に短縮するとのことだが、分かりづらいので「80日」とか日数で示すべき。

- 品種保護Gメンの海外への派遣についてはタイ・インドネシアに特化していくとのことであるが、東アジア植物品種保護フォーラムの活動強化の支援は具体的にどういった国に対して行っていくのか。
また、今後はCOP10等の国際的な協定の場で円滑な推進ができるような、そういった分野に特化した人材もそろえていただく必要があるのではないかと思います。
- 情報セキュリティについての記述が少ないように思う。また、種苗管理センターは個人情報には扱っていないのか。
- 日本で開発された品種が不法に外国に持ち出され、我が国に輸入された際、それを高度な専門的な機器で検出して告発するといったことはできるのか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 北海道等の畑作地帯において、ばれいしょは何十年も前から輪作体系に組み入れられているので、その体系を崩して現場に混乱が生じさせることのないようじっくり時間をかけて対応していきたい。中期目標期間は5年あるので、その期間中のいつ・どの程度の値上げを行うのかといったことを含めて生産者団体や道県等と協議しながら進めていきたい。
- ・ 栽培試験の報告期限の目標については、日数で示すよう検討したい。
- ・ Gメンの海外派遣については、相手国からの要請があつてのことだが、タイ・インドネシアは植物品種保護対策に熱心なので例示として先ほどの説明の中であげたところ。東アジア植物品種保護フォーラムはASEAN+3（日本・中国・韓国）が参加国となっている。東アジア全体で品種保護の仕組みを作ることで我が国の種苗について東アジアで展開しやすくなり、逆に東アジアからも我が国で出願がしやすくなる。
- ・ 情報セキュリティについては、政府全体で決定された方針を踏まえて対策を推進したいと考えている。具体的な記述は今後法人が策定する中期計画等に落とし込んでいきたいと考えている。なお、現在種苗管理センターが扱っている個人情報については政府の方針に沿って管理している。
- ・ DNA品種識別技術により日本で開発された品種であるか否かを検出することは可能であり、発見されれば関税法に基づき差し止めることができる。

（家畜改良センター）

- 遺伝資源の確保をしっかりとやっていただきたい。技術支援をよろしくお願ひしたい。家畜伝染性疾病等の発生に備え、40名の派遣体制を整備しているということであるが、さらに新たな組織を作つて対応するのか。
- 昨年、宮崎県を中心に口蹄疫等の大きな被害があつたが、オーストラリア・ニュージーランド等の外国における伝染病への防疫体制は参考にはならないか。それらの国では発生していないのか。また、国際的な防除体制は確立されないのか。
- なぜ今の時代に「農用馬純粋種」を生産・供給する必要があるのか。農用馬のみでないので

あれば、誤解を招かないような表現にしてほしい。

- 家畜改良センターの飼料作物種苗の業務については、内生菌の効果の検証なども対象としているのか、またはそういった計画はないのか。
- 中期目標案の中に「資産のスリム化」という事項がある一方、「必要な施設整備をする」という事項もある。「必要な施設整備」については、新たな業務に対する施設整備を想定しているのか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 外部支援については、土日も含めて派遣可能な職員リストを作成しており、派遣要請があれば直ちに派遣できる体制を整えている。今まではセンターで飼養されている家畜の分だけ飼料を生産していたが、次期中期目標期間中では疾病や災害発生時の粗飼料の緊急支援のためのストックを持つなどできるだけへの対応を行いたい。
- ・ オーストラリア・ニュージーランドでは口蹄疫は発生していない。日本は汚染地域に囲まれているので水際での防疫が重要である。家畜伝染病予防法の改正等により対策を取っていくこととなる。国際的な防除体制としては、パリに本部があるOIEに一元的に伝染病の発生状況が通報され、各国に情報提供がなされている。
- ・ 日本に馬は約8万3千頭おり、そのうち約4万5千頭が競走馬である。残りの半分は農用馬を含めその他のものである。農用馬の用途はばんえい競馬や馬肉等であり農耕用という訳ではないが、けん引力など農耕馬としての能力向上ができれば、肥育用馬の増体能力につながる。その他は観光資源等として用いられている。
- ・ センターでは、国内で育成された飼料品種のもと種の増殖を担っており、内生菌の利活用をセンターの業務の対象とすることは想定していない。
- ・ 「資産のスリム化」については、現在家畜改良センターが保有している土地について余分なものがないかといったことを洗い出すということを念頭に置いており、「必要な施設を整備する」という事項については、例えば豚や鶏のトレーサビリティ業務を行う際に必要な施設については計画的に整備するといったことを念頭においている。

(2) 不要財産の国庫納付について

種苗管理センター及び家畜改良センターの不要財産の国庫納付について、事務局から説明がなされ、特段意見はなく、提示案については「異存なし」として了承された。

(3) 役員給与規程の一部改正について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターの役員給与規程の一部改正について、事務局から説明がなされ、特段意見はなく分科会としては「意見の申し出はない」とされた。

第2部

(1) 中期目標の変更について

農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の中期目標の変更について、生産局総務課、経営局金融調整課から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、提示案のとおり「異存なし」として了承された。

(農畜産業振興機構)

- 海外事務所の廃止は何カ所か、また廃止による情報収集業務への影響はないか。
- 野菜の契約取引のモデル事業のイメージは、どのように考えているか。モデル事業は中期目標期間の途中から実施することになるが、期中の残された年度において実施し、制度化するというような考えか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 海外事務所は5箇所、廃止後は事案の重要性に応じ現地調査会社や出張等を活用し、従前と変わらない調査結果が得られるよう努める。
- ・ 野菜の契約取引については生産者と実需者が事前に価格と数量を決めるというものであり、このような取引を安定させ広げていくため、契約取引の終了後に事前に決めた価格と数量を乗じた額に足りない額を補填することを考えている。モデル事業は平成23年度から実施し、その検証を踏まえ制度化の検討を行うことを考えている。

(農林漁業信用基金)

- 農業災害補償関係業務の資金規模の縮減に関連し、今般の口蹄疫等の現状をみて、農業者への補填に問題はないか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 農業災害補償制度は、共済組合・連合会・国の3段階で運営されており、掛金収入と共済金支払が長期的に均衡するよう設計されているが、短期的には共済金等支払資金が足りない共済団体も生じる。農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務は、共済団体の共済金等支払資金の不足が生じた場合に、必要な資金の貸付けを行っている。口蹄疫の被害農家に対しては、ワクチン接種による処分の場合は全額、家畜伝染病予防法に基づく処分の場合は4/5を手当金として支給。農業災害補償制度の加入者には、残りの1/5を共済金として支払っている。今回の資金規模の縮減については、これまでの実績を踏まえたものであり、これにより共済金の支払が滞る事態が生じることはないと考えている。

(2) 平成21年事業年度退職役員の業績勘案率(案)について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の平成21年事業年度退職役員の業績勘案率(案)について、事務局から説明がなされ、特段の意見はなく、提示案のとおり決定された。

(3) 不要財産の国庫納付について

農畜産業振興機構及び農業者年金基金の不要財産の国庫納付について、事務局から説明が

なされ、特段の意見はなく、提示案については「異存なし」として了承された。

(4) 農林漁業信用基金における民間出資に係る不要財産の払戻しの催告について
農林漁業信用基金から、資料に沿って説明がなされ、特段意見はなく、提示案については「異存なし」として了承された。

(5) 役員給与規程の一部改正について
農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の役員給与規程の一部改正について、事務局から説明がなされ、特段意見はなく分科会としては「意見の申し出はない」とされた。

以 上